○近畿地方整備局告示第百八十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

近畿地方整備局長　上総　周平

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二十六号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
堺市堺区栄橋町二丁三一番一から同市堺区竜神橋町二丁二一番一まで	前	二七・〇〇～三四・〇〇メートル	〇・一八二キロメートル	
	後	二七・〇〇～二八・〇〇メートル	〇・一八二キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所

○中国地方整備局告示第百十七号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月二十一日から三十日間一般の縦覧に供する。

中国地方整備局長　福田　功

(一) 路線名　中国横断自動車道姫路鳥取線
(二) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
鳥取市服部字池ノ内堤谷四八五番一から同市本高字白木東分二七四番五まで	前	六三・〇〇～二〇一・〇〇メートル	〇・二六九キロメートル
	後	一六・〇〇～三九・〇〇メートル	〇・二六九キロメートル

(三) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所

○中国地方整備局告示第百十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

中国地方整備局長　福田　功

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　九号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
鳥取市千代水一丁目一二一番から同市気高町八束水字鶴木谷七五五番一まで	前	A　八・五〇～一二四・〇〇メートル	一七・三三一キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B　A　八・五〇～一二四・〇〇　一〇・八〇～二四五・〇〇　一七・三三一　二・〇三二		

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所

○中国地方整備局告示第百十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月二十一日

中国地方整備局長　福田　功

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二十九号及び五十三号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
鳥取市菖蒲字鳥居畷三三番二から同市菖蒲字深免一三三番一まで	前	三一・〇〇～五六・〇〇メートル	〇・一九七キロメートル
	後	三二・〇〇～五二・〇〇メートル	〇・一九七キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所

○北海道開発局告示第百五十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　関　克己

(一) (一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　三十九号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北見市留辺蘂町富士見国有林網走東部森林計画区網走中部森林管理署一〇七九林班と小班地内	前	一九・〇〇～二七・五〇メートル	〇・二一四キロメートル
	後	二〇・〇〇～三一・五〇メートル	〇・二一四キロメートル
北見市留辺蘂町富士見国有林網走東部森林計画区網走中部森林管理署一〇七〇林班ほ小班地内	前	一九・〇〇～二五・〇〇メートル	〇・一三八キロメートル
	後	一九・〇〇～二九・五〇メートル	〇・一三八キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

(一) (一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四十四号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道厚岸郡浜中町茶内橋北西八番から同町茶内橋北東九番まで	前	二三・九三～二六・五〇メートル	〇・〇二二キロメートル
	後	二三・九三～二六・五〇メートル	〇・〇二二キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

三(一) (一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百二十九号、二百七十六号及び二百七十七号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道爾志郡乙部町字豊浜四〇二番二から同町字豊浜四二番二まで	後	一五・五八～二三・二〇メートル	〇・二〇九九キロメートル
北海道爾志郡乙部町字潮見四番一から同町字潮見五番二まで	前	二〇・九一～七六・一七メートル	〇・〇一九キロメートル
	後	四〇・〇六～四六・〇〇メートル	〇・〇一九キロメートル
		四〇・〇六～五四・〇六メートル	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局函館開発建設部

四(一) (一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百三十八号、二百三十九号及び二百四十二号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道紋別郡湧別町芭露一七七六番一から同町芭露一六九六番二まで	前	二五・〇〇～六三・七二メートル	〇・四二四キロメートル
	後	三三・七〇～七一・五六メートル	〇・四二四キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部